

議案第38号

二宮町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年6月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方税法等の一部が改正されたことにより、固定資産税における特例措置が講じられたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。
附則第15項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。</u></p> <p><u>(13) 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p>	<p>附 則 (固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(11) (略)</p> <p>(12) 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>